

美瑛町各種手続における押印等見直し方針

新型コロナウイルス感染拡大の防止と、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、現在、国においては書面規制、押印、対面規制の見直しが進められており、町民に身近で多くの行政手続の窓口となる地方公共団体においても、国と同様の見直しに積極的に取り組むことが求められています。

本町におきましても、今後さらに推進される行政手続のオンライン化等への移行を踏まえ、各種行政手続における町民の負担を軽減し利便性の向上を図るため、行政手続等において求めている押印等について見直しを図ります。

1 趣旨

本町における押印等の見直しは、押印を廃止することのみを目的とするのではなく、今後進めて行く行政手続のオンライン化に向けた第一歩として、町民、事業者及び職員等が行う申請手続等において、その必要性を検証し、押印、書面、対面規制の見直しによる手続の簡素化及び利便性の向上を図るものです。

2 用語の定義

印 鑑	登 記 印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑 (代表者印)
	登 録 印	①印鑑登録制度において登録した印鑑 (実印) ②銀行口座開設時に届け出た印鑑 (銀行印) ③その他特定の手続で使用するものとして登録した 印鑑 (その他の印)
	認 印	印鑑登録を要しない印鑑 (三文判、角印等、種類を 問わない)
手 続	行政手続	住民や事業者から提出される申請等
	内部手続	行政内部の手続 (会計手続、人事手続等。会計手続 には、契約等の住民や事業者との間の手続も含む)
そ の 他	法 令 等	法律、政令、省令、告示、通知等
	条 例 等	条例、規則、規程、要綱、要領等
	署 名	文書に自分の氏名を自署すること。
	記 名	文書に印刷、代筆、ゴム印等によって自分の氏名を 記載すること。

3 押印等見直しの基本的な考え方

(1) 国の法令等により押印が求められているもの

法律に関するものは、令和3年のデジタル社会形成関係法律整備法等で改正が行われていることから、所管省庁からの施行通知、事務連絡等に従った対応を行います。

(2) 北海道の条例など外部の機関から押印が求められているもの

外部機関における押印等の見直しの動向を把握し、必要な対応を行います。

(3) 本町の条例等や慣行により押印を求めているもの

国における押印見等直し基準に準じて定める「美瑛町各種手続における押印等見直し方針（※本方針）」に基づき、見直しを行います。

4 押印見直しの対象手続

町民サービスの向上という観点から、町民や事業者から提出される申請等の行政手続について実施します。また、地方公共団体の業務の見直しや効率化の観点から、会計手続や人事手続等の内部手続についても見直しを行います。

【見直しの対象】

- 町民、事業者、外部機関からの申請、届出等の行政手続
- 庁内における会計、人事、庶務等の内部手続

5 押印見直しの判断基準

押印を求める根拠ごとに手続を分類した上で、求める押印の種類や手続の内容・目的等に鑑み、以下の判断基準から手続を評価し、押印の必要性を検証した上で見直しを行います。

(1) 判断基準1：押印を求める趣旨の合理性の有無

押印を求める趣旨として、以下の3点が挙げられます。趣旨の合理性が認められなければ押印を廃止することとし、合理性が認められれば基準2により判断することとします。

趣旨	判断のポイント
①本人確認	本人確認の手法は、押印以外にも多数存在するため、登記印・登録印によらない押印による本人確認としての効果は小さい。
②文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
③文書内容の真正性の担保	内容の真正性は、押印のみによって評価されるものではなく、手続全体として評価される。

(2) 判断基準2：押印を求める趣旨の代替手段の有無

押印を求める趣旨を代替する手段については、以下の方法から検討します。代替が可能であれば、押印を廃止することとし、代替が不可能であれば、押印を存続することとします。

代替手段	手法等
①窓口・郵送申請	ア 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示又は写しの添付、受領等
	イ 電話やWEB会議システム等による本人確認
②メール申請	ア 本人であることが確認されたEメールアドレスからの提出
	イ 継続的な関係がある者のEメールアドレスや登録済みのEメールアドレスからの提出
③オンライン申請	ア マイナポータル（ぴったりサービス）等の既存システムの利用
	イ 新システム等によるID・パスワード方式による認証
④その他	実地調査等の機会における本人確認

6 押印見直しの方針

本町における押印見直しについて、以下の方針に沿って見直しを行います。

(1) 見直し方針

- ①登記印又は登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は低く、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいため、契約書、見積書、請求書等の支出根拠書類を除き、原則として押印を廃止します。
- ②登記印又は登録印の押印を求めているものであっても、印鑑登録証明書の提出を求めておらず、印鑑の照合を行うことができない場合は、押印を見直します。また、制度の趣旨等から、厳格な確認が必要と考えられる場合は、印鑑登録証明書の提出を求めることとします。
- ③印鑑登録証明書の提出を求めている手続で必要以上に求めているものがある場合は、印鑑登録証明書の提出を求める手続そのものを見直します。
- ④「署名又は記名押印」を求めてきた手続については、行政手続の簡素化が図られることから押印を求めないこととし、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引き続き署名を求めることとします。

- ⑤単に押印の代わりに署名を求める見直しは、むしろ規制強化につながるため、デジタル化を推進する観点からも代替案としません。
- ⑥押印が必要な手続であっても、オンライン申請等によって押印を求める趣旨が代替できる場合は、押印を求めないこととします。
- ⑦庁舎内部の手続は、サービス規程等から厳格な本人確認の必要性は低いいため、原則押印を廃止とします。

(2) 特記事項

①本人確認・文書作成の真意確認の考え方

国の押印見直しに係る考え方として、実質的証拠力や文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料などの証拠全般により判断されるものであって、形式的証拠力の観点からも押印による推定（文書の真正性－民事訴訟法第228条）は限定的であるという見解が示されていることに加えて、文書作成の真意確認のための押印については、本人確認がなされている場合には、三文判が自由に手に入る世の中において、あまり意味をなさないとも言われています。

今回の押印の見直しを行う際には、認印や印鑑照合を行わない登記印及び登録印による押印の効果は限定的であるという前提に立ち、本当に本人確認が必要であるか改めて検討し、必要な場合は、代替方法を検討することが重要であります。

また、文書作成の真意確認は、窓口申請やオンライン申請等の方法に関わらず、本人確認を経た上で申請がなされれば良いものと考えられます。

②契約書等の支出根拠書類についての押印の考え方

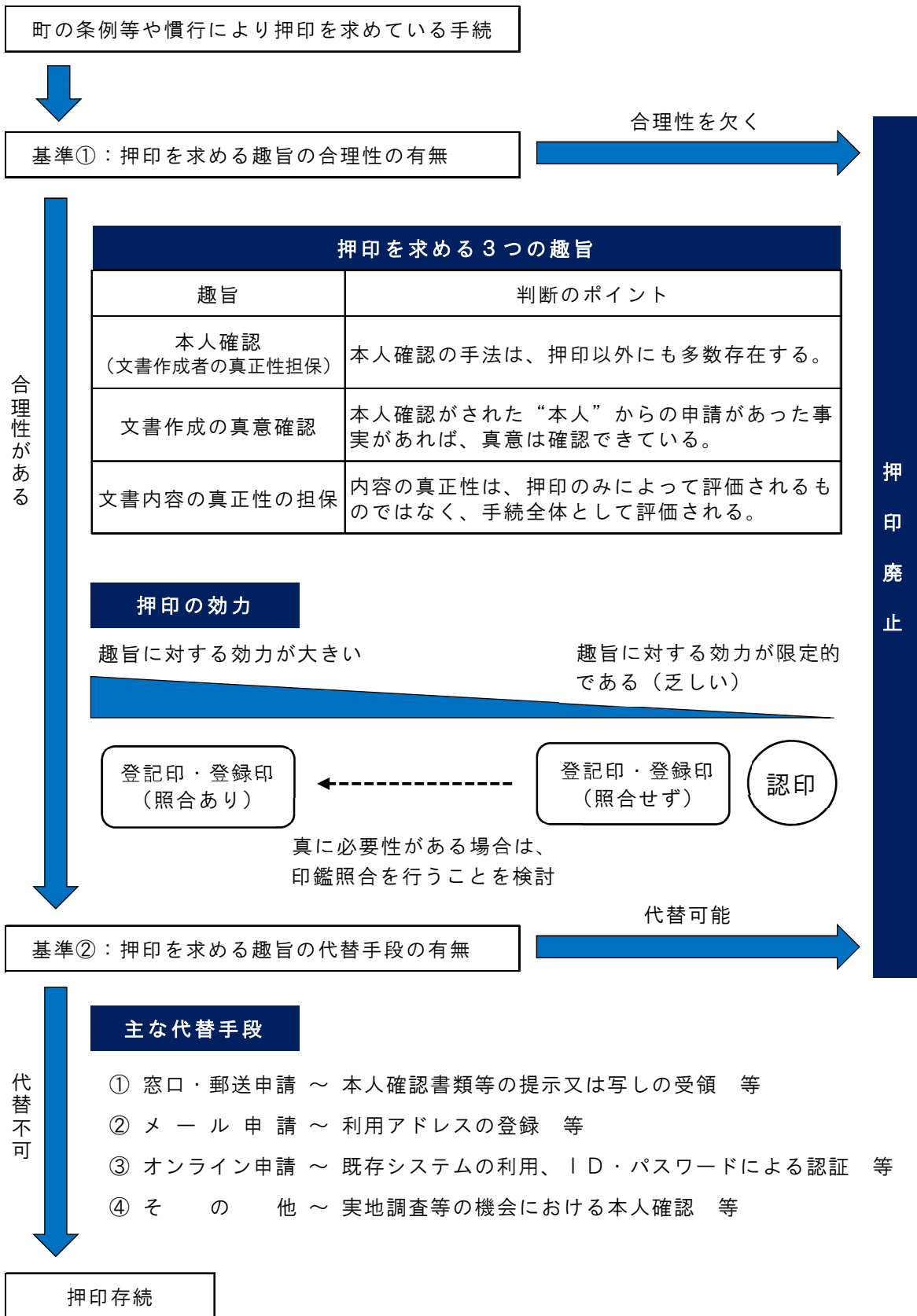
ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合は、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないこととされていることから、引き続き押印を求めることとします。

イ 契約書以外の見積書、請求書、領収書等については、債務を履行する担保として厳格に解する必要があるため、現時点では押印見直し対象としないこととしますが、国においては、今般の見直しでこれらについて押印を不要としたため、今後、本町においても、国の取組に準じた対応を引き続き検討します。

③協議書、覚書、同意書、誓約書、委任状等の押印の考え方

契約書に類似する性質を備えている場合には、押印を存続することとします。

(3) 押印見直しの判断フロー



7 手続の実態把握

(1) 行政手続等のリスト化

町民、事業者等が本町に対して提出する申請書等については、令和3年6月に調査を行い、リスト化をしているところではありますが、引き続き国の動向等を踏まえ、適宜リストの更新を行います。

(2) 押印見直しレベルの分類

押印見直し方針に基づき、見直しレベルを設定します。

① レベル1：印鑑を廃止

② 〃 2：印鑑を廃止し、代替手段で本人確認を行う。

③ 〃 3：登記印・登録印を使用し、印鑑登録証明書の添付を求める。

8 押印の廃止

(1) 条例を根拠とするものについては、当該押印を求める申請書等の件数等を踏まえ、適切な時期（※令和3年度中）に条例改正を行います。

(2) 規則等を根拠とするものについては、見直しについての検討結果の取りまとめが済み次第、個々の例規を個別に改正するのではなく、総務課が特別規則等を制定し、順次押印を廃止します。

(3) その他要綱等を根拠とするものについては、担当部局がそれぞれ改正作業を行います。

9 押印等見直し後の取り組み

(1) 押印等を廃止した書面については、町ホームページで一覧を公表するほか、各窓口で周知を行います。

(2) 提出書類の入力フォームの簡素化や標準化、提出方法といった一連の事務処理手順の見直しに取り組みます。

(3) 押印を廃止した手続については、可能なものからオンライン化等による申請が可能となるよう検討を進めます。

(4) 今回押印を継続した手続等についても、引き続き可能な見直しに努めます。